

EU理事会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案に対する立場を採択

2023 年 10 月 9 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU 理事会（閣僚理事会）は、2023 年 9 月 25 日、2022 年 11 月 28 日に欧州委員会から提案された共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案（「[欧州委員会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案を採択（2022 年 12 月 16 日）](#)」を参照）に対し、その立場（一般的アプローチ（General Approach）¹⁾）を採択した旨、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースの概要は以下のとおり。

（欧州委員会による提案について）

- ・ 欧州委員会から提案されている指令案と規則案は、それぞれ 1998 年と 2002 年に制定された現行法を更新するもので、EU レベルでの意匠登録手続きを容易にし、欧州と各国の制度間の手続きをさらに調和させるものである。
- ・ 本指令案はまた、3D プリンターで複製可能な意匠を保護するための新しいルールを導入する。
- ・ 最も重要な点は、複雑な製品（例えば自動車のボディパーツ）の修理に使用されるスペアパーツの意匠保護をさらに調和させることである。この措置によってスペアパーツ市場が自由化され、より低価格で消費者に提供されることになる。この「修理条項」は将来の意匠にのみ適用され、既存の意匠保護は 10 年間維持される。

（EU 理事会による、欧州委員会の提案に対する改善点の提案）

- ・ EU 理事会は、指令案と規則案の主な目的を支持する（すなわち、欧州委員会が提案した「修理条項」の概念を維持する）が、以下を含むいくつかの改善点を導入する。
 - ✓ （規則案第 3 条、指令案第 2 条において）デジタル時代と将来の技術発展に適合させるため、「製品」の定義について「デジタル」としているのを「物理的でない（non-physical）」に書き換える。
 - ✓ （指令案第 28 条に 1a を追加して）意匠の表示要件を簡素化し、意匠登録出願日に書類が欠落していたとしても、意匠の表示が十分に明確であれば、その日を出願日として意匠登録を受けることを可能とする。

¹ 欧州議会が意見を提出する前に、EU 理事会は「一般的アプローチ（General Approach）」を採択して、欧州委員会の提案に対する EU 理事会の意見を欧州議会に伝えることができる。一般的アプローチは立法手続きを迅速化し、欧州議会と EU 理事会の合意を容易にする。
<https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/ordinary-legislative-procedure/>

- ✓ （規則案第 50 条、指令案第 30 条において）意匠の公告時期の延期の請求について、意匠登録出願日（もしくは優先日）から「30 月」としていたところ「最大 30 月まで」とすることで、公告時期の延期につき柔軟性を導入する。
- ✓ （指令案第 31 条において）意匠の無効宣言に関するルール of 明確化する。また、意匠権の無効に関する加盟国の行政的な審判手続の提供の可能性を示すことで、当事者が裁判所に行かなくても良いようにする。
- ✓ （規則案の Annex における意匠登録等に係る料金を、欧州委員会の提案よりも高くする修正を加えた上で）国内のみの意匠保護にかかる費用は、欧州共同体意匠の保護にかかる費用よりも引き続き安価であるようにする。
- ✓ （規則案第 96 条、指令案第 23 条において）EU の意匠として保護される意匠は、それが著作権としても重複して（欧州連合の著作権としてだけでなく）、各国の著作権としても保護されるようにする。
- ✓ （指令案第 36 条において）加盟国が新しい法律を適用するために必要な措置を講じるための時間を確保するため、移行期間を 24 ヶ月ではなく 36 ヶ月とする。

上記脚注にも記載した通り、EU 理事会が採択する「一般的アプローチ（General Approach）」とは、欧州委員会の提案に対する EU 理事会の意見を欧州議会に伝えることで、立法手続きを迅速化し、欧州議会と EU 理事会の合意を容易にするためのものである。

EU 全体での「修理条項」の導入は、2004 年に欧州委員会が提案した COM(2004) 582 (final) において試みられたことがある。欧州委員会によれば、その際は、欧州議会による圧倒的な支持にもかかわらず、EU 理事会では十分な支持が得られず 2014 年に撤回されたとしている。その後、ドイツやフランスなどでもスペアパーツについての修理条項を追加する意匠法改正がなされるなど、当時とは状況が異なっている。特に、2014 年に撤回の原因となった EU 理事会が、今回はスペアパーツの修理条項の導入に賛成の立場を表明しつつ立法手続きを迅速化するために一般的アプローチを採択している。したがって、今後、撤回に追い込まれることは考えにくく、スペアパーツの修理条項の導入に至ってしまうものと考えられる。

— EU 理事会のプレスリリース等は、以下参照 —
（プレスリリース）

[Intellectual property: Council adopts two positions on designs protection legislation](#)

（共同体意匠規則を改正する規則案の修正案）

[General approach on regulation amending Council Regulation \(EC\) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation \(EC\) No 2246/2002](#)

（意匠の法的保護に関する指令案の修正案）

[General approach directive on the legal protection of designs \(recast\)](#)

- ー 欧州での近年の意匠法改正についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [欧州委員会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案を採択（2022年12月16日）（PDF）](#)
- [フランス、自動車のスペアパーツに関する修理条項を意匠法に導入（2023年1月1日施行）（2022年1月18日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、スペアパーツについての修理条項を追加する意匠法改正案を可決（2020年10月13日）（PDF）](#)

- ー 知的財産に関する行動計画についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [欧州委員会、補充的保護証明書に関する規則案を発表（2023年5月4日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023年5月3日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、標準必須特許など知的財産に関する一連の規則案を発表（2023年4月27日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表（2023年2月13日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案を採択（2022年12月16日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始（2022年4月5日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2022年2月15日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、意匠の保護及びEU全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションのサマリーレポートを公表（2021年10月27日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、意匠の保護及びEU全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2021年5月4日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020年11月25日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始（2020年7月14日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始（2018年12月20日）（PDF）](#)

(以上)